酸素濃度等の測定記録表

記入例

酸素欠乏症等防止規則 第3条＝その日の作業を始める前に測り、そのつど7つの事項を記録して3年間保存する

工事名・作業	○○地区汚水管の調査・清掃	**作業の場所**	○○市○○町　汚水マンホール No.12（深さ 4.2 m）
酸素欠乏危険場所	汚水を入れたことのあるマンホールの内部（令 別表第六 第九号）	**作業の区分**	第二種（酸素と硫化水素）
測定方法（測定器）	酸素・硫化水素の複合ガス測定器（ホースで吸い込む）	**測定器の番号・確認**	G-02・作業の前に地上の新鮮な空気で 20.9% を確かめた
測定日	2026年11月18日	**保存の期限**	2029年11月18日
作業主任者	○○ ○○（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）		

測定の記録

判定＝酸素 18% 以上・硫化水素 10ppm 以下なら「基準内」。第一種で硫化水素を測らない時は「—」

No.	時刻	測定の時期	測定箇所	測定条件	酸素 %	硫化水素 ppm	判定	測定者	とった措置
1	8:20	作業開始前	上部（地表から 0.5m）	ふたを開けて10分・換気の前	20.6	0	基準内	○○	
2	8:21	作業開始前	中部（地表から 2.0m）	同上	19.9	2	基準内	○○	
3	8:23	作業開始前	下部（底から 0.3m）	同上	17.8	12	**基準外**	○○	基準外＝入らず、送風機で換気を始めた
4	8:55	換気の後	上部（地表から 0.5m）	送風機で30分換気・送風を続ける	20.9	0	基準内	○○	
5	8:56	換気の後	中部（地表から 2.0m）	同上	20.8	0	基準内	○○	
6	8:58	換気の後	下部（底から 0.3m）	同上	20.5	1	基準内	○○	9:05 に2人が入った
7	13:00	作業再開前	下部（底から 0.3m）	昼休みの間も送風を続けた	20.6	0	基準内	○○	13:05 に2人が入った
8									
9									
10									

測った回数・基準外	7回・基準外 1回
作業主任者の確認	

酸素欠乏危険場所（労働安全衛生法施行令 別表第六）で作業する日は、その日の作業を始める前に、空気中の酸素（第二種酸素欠乏危険作業は酸素と硫化水素）の濃度を測り、そのつど、測定日時・測定方法・測定箇所・測定条件・測定結果・測定した人の名前・防止の措置をとった時はその概要を記録して、3年間保存します（酸素欠乏症等防止規則 第3条）。判定の欄は、第5条の濃度（酸素 18% 以上・硫化水素 10ppm 以下）を満たすかの目安です。 記入例の日付・名前・数字は書き方を示すための仮のものです。

作業前の確認・人員の点検

記入例

酸素欠乏危険作業｜酸素欠乏症等防止規則 第4条〜第16条の措置と、第8条の人員の点検

工事名・作業	○○地区汚水管の調査・清掃	**作業日**	2026年11月18日
作業主任者	○○ ○○（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）		

作業を始める前に確かめる事項

結果＝済／要対応／対象外

No.	確かめる事項（見るところの例）	根拠	結果	したこと・気づいたこと
1	作業主任者の選任 技能講習を修了した人を選んだか（第一種＝酸素欠乏危険作業主任者・第二種＝酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者）	第11条	済	朝礼で名前を伝え、車の前に掲示
2	特別の教育 中に入る人が、酸素欠乏（第二種は酸素欠乏等）の特別の教育を受けているか	第12条	済	中に入る2人とも受講済み（修了の控えを確かめた）
3	測定器具 測定器を備え、作業の前に作動を確かめたか（電池・吸引のホース・表示）	第4条	済	
4	換気 酸素 18% 以上（第二種は硫化水素 10ppm 以下も）に保つよう換気しているか。純酸素は使わない	第5条	済	送風機1台・ダクトの先を底から 0.5m に。作業中も送風を続けた
5	空気呼吸器等 換気できない時は、同時に入る人数以上を備えて使わせる。使う時は作業の前に点検	第5条の2・第7条	対象外	換気できているため。助けに入る時の空気呼吸器2台は地上に置き、点検した
6	墜落制止用器具等 転落のおそれがある時、命綱と取り付ける設備を用意し、作業の前に点検したか	第6条・第7条	済	はしごの昇り降りは墜落制止用器具を三脚に取り付けて
7	立入禁止の表示 作業する人のほかが入らないよう、見やすい所に表示したか	第9条	済	マンホールの周りをコーンとバーで囲み、立入禁止の表示
8	監視人 作業の様子をいつも見て、異常をすぐ作業主任者に知らせる人を置いたか	第13条	済	地上に1人（○○）。中と声で連絡
9	退避と救出の決め事 おそれが出たら直ちに作業をやめて外へ出る。助けに入る人は空気呼吸器等を使う	第14条・第16条	済	朝礼で確かめた。測定器が鳴ったら、すぐに上がる
10	人員の点検 中に入る時と出る時に人数を数える（下の表）	第8条	済	

人員の点検（第8条）

入る時と出る時に数える。作業の終わりに「中」が 0 か確かめる

No.	氏名	役割	入った時刻	出た時刻	数えた人
1	○○ ○○	作業員	9:05	11:50	○○
2	○○ ○○	作業員	9:05	11:52	○○
3	○○ ○○	作業員	13:05	15:40	○○
4	○○ ○○	作業員	13:05	15:41	○○
5					
6					
7					
8					

入った数・出た数・中	入 4・出 4・中 0
作業主任者の確認	

作業主任者は、その日の作業を始める前、全員が場所を離れたあと再び始める前、人の体や換気の装置などに異常があった時に、酸素（第二種は酸素と硫化水素）の濃度を測ります（第11条）。人員の点検は、作業する場所に入る時と出る時に行います（第8条）。